



三東航第 277 号  
令和 4 年 6 月 20 日

関係各位

京 浜 港 長



晴海ふ頭南側前面海域における航泊の禁止について

標記について、京浜港東京区第 2 区晴海ふ頭南側前面海域において、花火の  
打上げが実施されることから、別添のとおり一般船舶の航泊を禁止するので、  
貴所属船舶等に対し、周知方お願いいたします。

お問い合わせ先

東京海上保安部航行安全課

電話：03-5564-2023

FAX：03-3599-0922

港長公示第 4-103 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 4 年 6 月 20 日

京 浜 港 長



### 晴海ふ頭南側前面海域における航泊の禁止について

京浜港東京区第 2 区晴海ふ頭南側前面海域において、花火の打上げが実施されることに伴い、下記により船舶（花火の打上げに従事する船舶、港長が許可した船舶を除く）の航泊を禁止する。

### 記

#### 1 期間

令和 4 年 7 月 1 日(金) 16 時 40 分から花火の打上げが終了し、安全が確認され、標識の撤去が開始されるまでの間（19 時 25 分を予定）

#### 2 区域（別図参照）

花火打上げ台船（北緯 35 度 38 分 45 秒 東経 139 度 46 分 07 秒）を中心とする半径 150m の円内海域

#### 3 標識

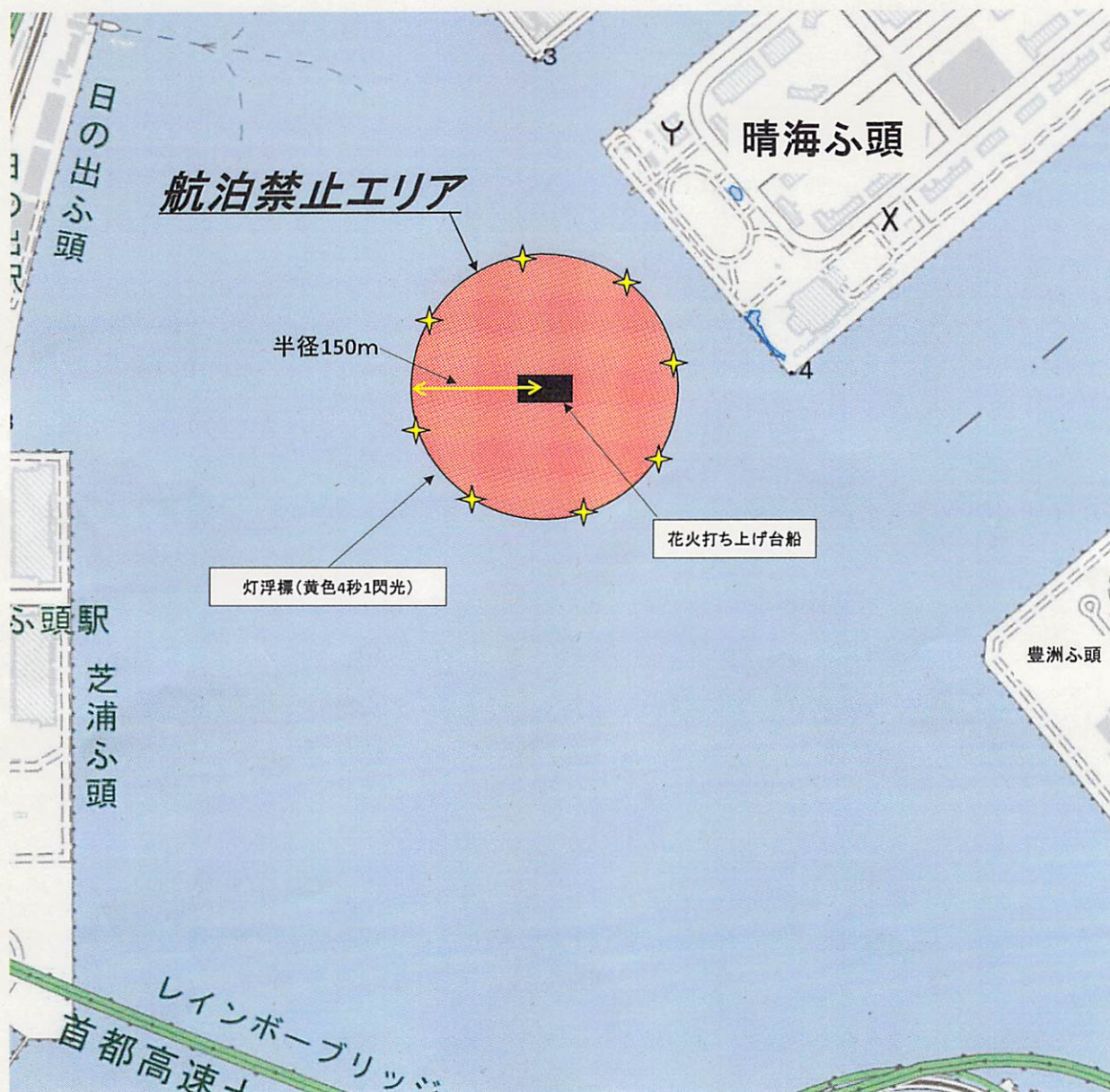
前記 2 の区域を明示するため、黄色灯浮標（黄色 4 秒 1 閃光）が 8 基設置される。

#### 4 その他

前記 1 の間、前記 2 の区域周辺海域に警戒船 4 隻が配備される。

## 別図

令和4年7月1日(金) 16時40分から花火打上げが終了し、安全が確認され、標識の撤去が開始されるまでの間(19時25分を予定)



花火打上げ台船(北緯35度38分45秒 東経139度46分07秒)を中心とする半径150mの円内海域